

議員提出第3号議案

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年7月4日

提出者

園 山 繁
萬 代 弘 美
中 村 芳 信

生 越 俊 一
石 原 真 一
福 田 正 明

嘉 本 祐 一
和 田 章一郎
浅 野 俊 雄

(別紙)

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

国は、平成２２年、肝炎対策基本法を成立させ、その責任において、肝炎に関する専門的、学術的又は総合的な研究を推進するとともに、予防、診断、治療等に係る技術的な向上や肝炎患者の人権の尊重に努めているが、医療費助成については、対象から外れている患者が相当数に上り、特に慢性肝炎よりさらに重篤な肝硬変・肝がん患者については医療費助成制度がないことや、障害認定については、対象とされているものの医学上の認定基準がきわめて厳しく、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態があるなど、肝炎患者に対する生活支援の実効性が確保されていないことが指摘されている。

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法制定時の附帯決議では、「肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」とされており、下記事項について早急なる対応をされるよう要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成２６年 月 日

島 根 県 議 会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣